○厚生労働省告示第三百四十六号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十八年十月一日から適用する。ただし、同年九月三十日以前に行われた療養に関する費用の額の算定については、なお従前の例による。

平成二十八年九月二十一日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　松本　純

別表Ⅵ区分００６中「1,400円」を「1,206円」に改め、同表区分００７中「1,231円」を「1,096円」に改め、同表区分０１０中「2,525円」を「2,366円」に改める。

○農林水産省告示第千八百八号

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の八第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関から認定に関する業務の全部を廃止する旨の届出があったので、同法第十七条の八第二項の規定に基づき公示する。

平成二十八年九月二十一日

農林水産大臣　山本　有二

一　登録年月日及び登録番号
平成二十五年三月十四日　第百十五号

二　登録認定機関の名称及び住所
一般財団法人建材試験センター　東京都中央区日本橋堀留町二丁目八番四号

三　登録認定機関が認定業務を廃止する農林物資の種類
合板、集成材、フローリング及び直交集成板

四　廃止年月日
平成二十九年三月十三日

○農林水産省告示第千八百九号

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の六第一項の規定に基づき、公益社団法人京都府畜産振興協会が認定に関する業務を行う事業所について、平成二十八年七月二十二日をもってその所在地を次のとおり変更する届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十八年九月二十一日

農林水産大臣　山本　有二

変更前の事業所の所在地
京都府京都市南区東九条西山王町一番地

変更後の事業所の所在地
京都府京都市中京区壬生東高田町一―十五

○農林水産省告示第千八百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年九月二十一日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　高知県高岡郡日高村沖名字植木七三八四の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字植木七三八四の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年九月二十一日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　高知県吾川郡いの町加田字又四郎二九四一から二九四三まで、二九四四のロ、二九四五から二九四九まで、二九五八のイ、二九五八のロ、二九五九の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字又四郎二九四一・二九四九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年九月二十一日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　高知県吾川郡いの町清水下分字中谷二八七七、二八八四から二八八六まで、字鉾岩二九三一、二九四一、二九四三、二九七〇、二九七一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字中谷二八七七・二八八四から二八八六まで・字鉾岩二九三一・二九四一・二九七一（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年九月二十一日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　高知県長岡郡大豊町立川下名字ミヤノヲゝ一六八六の一、一六八六の二、字エンマノゝ一七〇五の一、一七〇五の二、一七〇五の一四、字ジョノー一七九一の三、一七九一の五、一七九一の二三、一七九一の二九、一七九三の一、一七九三の五、一七九三の八、一七九三の九、一七九四の一〇、一七九四の一四、一七九四の二五、字ヒウラムネ二〇八二の一、二〇八三の三、二〇八三の五

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年九月二十一日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　高知県宿毛市橋上町神有字柳瀬山一一〇五の一、字寺ケ谷三六のイ

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字柳瀬山一一〇五の一・字寺ケ谷三六のイ（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）